

## 目 次

### 告示

- 平成23年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等について…………… 1
- 通知・通達・照会
- 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用についての一部改正について等について…………… 2

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第92号

北海道が平成23年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成23年12月13日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 東日本大震災により被災した幼児児童生徒に対して、必要な援助を行った市町村の負担を支援することにより、就学機会の確保に資することを目的とする。 1 被災幼児就園支援事業 2 被災児童生徒就学援助事業 3 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	市町村	1 被災幼児就園支援事業 入園料と保育料の合計額を軽減する幼稚園就園奨励事業に係る所要経費 2 被災児童生徒就学援助事業 学用品等、学校給食費又はこれに代わる現物給付に係る経費、医療費 3 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 特別支援学校等への就学に必要な経費を軽減する特別支援教育就学奨励事業に係る所要経費	10分の10以内（千円未満を切り捨てた額）で、次の額を限度とする。 1 被災幼児就園支援事業 年度ごとに文部科学省が定める幼稚園就園奨励費補助金の補助単価額（国庫補助限度額）とする。 2 被災児童生徒就学援助事業 要保護児童生徒奨励費補助金の各事業における一人当たりの単価を踏まえ文部科学省が決定する額とする。 3 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 特別支援教育就学奨励費補助金の各事業における一人当たりの単価を踏まえ文部科学省	1 被災幼児就園支援事業 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第26号様式 別に指示する様式 2 被災児童生徒就学援助事業 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第27号様式 28号様式 別に指示する様式 3 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 教育第	1 被災幼児就園支援事業 共通第29号様式 共通第31号様式 共通第26号様式 別に指示する様式 2 被災児童生徒就学援助事業 共通第29号様式 共通第31号様式 教育第27号様式 教育第28号様式 別に指示する様式 3 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 共通第29号様式 共通第31号様式 教育第29号様式 教育第30号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁学校教育局義務教育課	交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の様式については、昭和49年北海道告示第802号及び第816号で定める様式を使用すること。 なお、同告示の様式中宛先に「北海道知事(氏名)」とあるのは、「北海道教育委員会教育長(氏名)」と書き換えて使用すること。

			が決定する額とする。	29号様式 教育第 30号様式 別に指 示する様 式			
--	--	--	------------	---	--	--	--

## 通知・通達・照会

教 給 第 841 号  
平成23年12月13日

各 次 課 長  
各 出 先 機 関 の 長  
各 所 管 機 関 の 長 様  
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長  
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

### 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用についての一部改正について 等について（通知）

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用についての一部改正について（平成23年11月30日付け人委第453号）等の通知が別記1から別記5までのとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

#### 記

- 1 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用についての一部改正について（平成23年11月30日付け人委第453号）（別記1）
- 2 人事交流職員に係る改正条例附則第10項の規定による給料の支給についての一部改正について（平成23年11月30日付け人委第455号）（別記2）
- 3 特勤勤務手当等に関する規則の一部改正に伴う経過措置の運用についての一部改正について（平成23年11月30日付け人委第456号）（別記3）
- 4 育児短時間勤務職員等に係る特勤勤務手当等に関する経過措置の運用についての一部改正について（平成23年11月30日付け人委第457号）（別記4）
- 5 平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の運用について（平成23年11月30日付け人委第458号）（別記5）

（教育職員局給与課給与制度グループ）

### 別記1

人 委 第 453 号  
平成23年11月30日

北 海 道 総 務 部 長  
北 海 道 教 育 庁 教 育 次 長  
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長  
北 海 道 議 会 事 務 局 長  
北 海 道 監 査 委 員 事 務 局 長  
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 様  
北 海 道 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長  
各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長  
北 海 道 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局 長  
札 幌 市 教 育 委 員 会 学 校 教 育 部 長  
北 海 道 人 事 委 員 会 事 務 局 長

北海道人事委員会事務局長

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用についての一部改正について  
（通知）

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について（平成18年3月31日付け人委第

642号通知)の一部が次のとおり改正されたので、平成23年12月1日以降は、これによって実施してください。

## 記

第2条関係中第2項を削り、第1項の項番号を削る。

第3条関係中「第3条第2項第6号」を「第3条第2項第5号」に改める。

第4条関係第2項及び第3項中「第4条第1項第6号」を「第4条第1項第5号」に改め、同条関係第4項第1号中「第2条第13号」を「第2条第12号」に、「100分の99.59」を「100分の99.1」に改め、同項第2号ア中「100分の99.59」を「100分の99.1」に、「道職員勤務時間等条例第2条第2項」を「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号。以下「道職員勤務時間等条例」という。）第2条第2項」に、「学校職員勤務時間等条例第3条第2項」を「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。）第3条第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。以下学校職員勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。）」に改め、同項第3号中「又は第6号」を削る。

その他の事項中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

（給与課給与グループ）

## 別記2

人委第455号  
平成23年11月30日

北海道教育庁教育次長  
北海道議会事務局長  
北海道監査委員事務局長  
北海道選挙管理委員会事務局長  
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長 様  
各海区漁業調整委員会事務局長  
北海道内水面漁場管理委員会事務局長  
札幌市教育委員会学校教育部長  
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

人事交流職員に係る改正条例附則第10項の規定による給料の支給についての一部改正について（通知）

人事交流職員に係る改正条例附則第10項の規定による給料の支給について（平成18年5月18日付け人委第120号通知)の一部が次のとおり改正されたので、平成23年12月1日以降は、これによって実施してください。

## 記

第1項中「第2条第13号」を「第2条第12号」に、「100分の99.59」を「100分の99.1」に改める。

（給与課給与グループ）

## 別記3

人委第456号  
平成23年11月30日

北海道総務部長  
北海道教育庁教育次長  
北海道警察本部警務部長 様  
北海道選挙管理委員会事務局長  
各海区漁業調整委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

特地勤務手当等に関する規則の一部改正に伴う経過措置の運用についての一部改正について（通知）

特勤手当等に関する規則の一部改正に伴う経過措置の運用について（平成19年3月13日付け人委第577号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成23年12月1日以降は、これによって実施してください。

## 記

第6項に次の1号を加える。

- (3) 第1項第2号、第2項第2号ア若しくはイ、第3項第2号、第4項第2号又は第5項第2号の規定の適用を受ける職員で、これらの規定の新たに給与条例適用職員となった日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある者 これらの規定中「における給料及び」とあるのは、「における給料について北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年北海道条例第52号。以下「平成23年道職員改正条例」という。）の施行の日における平成23年道職員改正条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例の規定及び平成23年道職員改正条例第4条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）附則第8項から第10項までの規定並びに北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年北海道条例第55号。以下「平成23年警察職員改正条例」という。）の施行の日における平成23年警察職員改正条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定及び平成23年警察職員改正条例第2条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）附則第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該給与条例適用職員となった日における」とする。

（給与課給与グループ）

## 別記4

人委第457号  
平成23年11月30日

北海道総務部長  
北海道教育庁教育次長  
北海道警察本部警務部長 様  
北海道選挙管理委員会事務局長  
各海区漁業調整委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

育児短時間勤務職員等に係る特勤手当等に関する経過措置の運用について  
の一部改正について（通知）

育児短時間勤務職員等に係る特勤手当等に関する経過措置の運用について（平成20年2月8日付け人委第551号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成23年12月1日以降は、これによって実施してください。

## 記

第1項及び第2項第1号中「。以下「道職員勤務時間等条例」という。」を削り、「道職員勤務時間等条例第2条第1項」を「同条例第2条第1項」に改め、同項第2号ア及びイ中「。以下「道職員勤務時間等条例」という。」を削り、「道職員勤務時間等条例第2条第1項」を「同条例第2条第1項」に、「道職員勤務時間等条例第2条第2項」を「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第2条第2項」に改め、同号ウ中「。以下「道職員勤務時間等条例」という。」を削り、「道職員勤務時間等条例第2条第1項」を「同条例第2条第1項」に、「当該数」を「同条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数」に、「道職員勤務時間等条例第2条第2項」を「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第2条第2項」に改める。

（給与課給与グループ）

## 別記5

人委第458号  
平成23年11月30日

北海道総務部長  
北海道教育庁教育次長

北海道警察本部警務部長  
北海道議会事務局長  
北海道監査委員事務局長  
北海道選挙管理委員会事務局長 様  
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長  
各海区漁業調整委員会事務局長  
北海道内水面漁場管理委員会事務局長  
札幌市教育委員会学校教育部長  
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の運用について（通知）  
平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の運用について、次のとおり定められたので通知します。

記

改正条例附則第3項等関係

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年北海道条例第52号。以下「道職員改正条例」という。）附則第3項第1号、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年北海道条例第53号。以下「学校職員改正条例」という。）附則第2項第1号（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年北海道条例第54号）附則第2項において準用する場合を含む。以下学校職員改正条例の規定について規定する場合において同じ。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年北海道条例第55号。以下「警察職員改正条例」という。）附則第2項第1号に規定する合計額の算定の基準となる日において、休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2の規定により休職にされている職員をいう。）、育児休業職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしている職員をいう。）、停職者（地方公務員法第29条の規定により停職にされている職員をいう。）、当該日について北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第13条、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）第13条（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例79号）第2条第2項において準用する場合を含む。）、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第15条又は北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）第16条第1項等の規定により給与を減額された職員等の当該合計額の算定の基礎となる給料の調整額その他の給与の全額が支給されない職員であった者の当該合計額については、当該給料の調整額その他の給与の全額を支給されたものとして算定する。

平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則第6条関係

道職員改正条例附則第3項、学校職員改正条例附則第2項及び警察職員改正条例附則第2項の規定による平成23年12月に支給する期末手当の額の算定については、その計算の過程等を明確にして行うとともに、その内容を適切に把握し、職員に対してできる限り明らかにするものとする。

（給与課給与グループ）

